

和歌山県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領

(趣旨)

第1 この要領は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の認定について、法、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則及び和歌山県持続性の高い農業生産方式導入指針（以下「導入指針」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(導入計画の作成)

第2 導入計画を作成し、認定を申請することができる者は、一般的な技術と比べ技術水準の高いモデル性を有する農業生産方式を実施するのにふさわしい技術力を有し、かつ、個々の経営における作物の種類、栽培するほ場、導入する技術等の要素の選定に関し、自ら決定するだけの判断力を有する農業経営の主体である者、すなわち農業を営む者とする。

2 導入計画の様式は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）別記様式とする。

3 振興局農林水産振興部は導入計画を作成しようとする農業者に対し必要な指導・助言を積極的に行うものとする。

(導入計画の認定申請)

第3 導入計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、導入計画認定申請書（別記第1号様式）を作成し、住所地を所管する振興局農林水産振興部長に1部提出するものとする。

2 認定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 導入計画

(2) 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置が判別できる地図（各ほ場で栽培する作物名が分かるもの）

(3) 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果

(4) その他参考資料

3 振興局農林水産振興部長は、認定申請者から導入計画認定申請書の提出があった場合には、技術的な妥当性等を検討し、導入計画に意見書（別記第2号様式）を添えて農業生産局長に提出するものとする。

(導入計画の認定基準)

第4 導入計画の認定基準は、次に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

(1) 導入計画が導入指針に照らして適切なものであること。

(2) 目標とされている持続性の高い農業生産方式に係る作付け面積が相当部分を占めていること（作物ごとに、その生産方式による作付け面積が、当該作物の作付け面積のおおむね5割以上を占めること）。

(3) 導入計画の達成される見込みが確実であること。

(4) 施設の設置、機械の導入等に関する事項が、計画目標を達成するために適切であること。

(導入計画の認定)

- 第5 知事は、申請のあった導入計画が、第4に掲げる基準に該当するかどうかを審査し、認定を行うことが適当であると認めるときはその認定を行うものとする。
- 2 知事は、導入計画を認定したときは、所管の振興局農林水産振興部長を経由して、導入計画認定書(別記第3号様式)を当該申請者に交付するとともに、関係市町村長に通知するものとする。
- 3 認定の期間は、認定日から導入計画の目標年度末までとする。

(導入計画の変更)

- 第6 導入計画の認定を受けた農業者(以下「認定農業者」という。)は、認定期間中に導入作物または導入技術の削除、認定農業者の氏名、住所の変更等が生じたときは、導入計画変更認定申請書(別記1号様式)を提出し、知事の認定を受けなければならない。
- 2 導入計画の変更の認定は、第3、第4及び第5の規定に準じる。

(導入計画の再認定)

- 第7 認定農業者は、導入計画を達成したとき、又は認定期間終了に際し導入の達成が見込まれるときは、実施状況報告書(別記第6号様式)に持続性の高い農業生産方式の導入に関する実施状況(別記第10号様式)を添えて、改めて第3による認定申請(以下、「再認定申請」という)を行うことができる。
- 2 再認定申請に係る導入計画の認定は、第4及び第5の規定に準じるとともに以下の(1)～(4)のいずれかに合致しているものとする。
- (1) 導入する生産方式の技術又はその内容(資材の種類、施用又は使用する量・時期等)の変更が計画されていること。
- (2) 導入作物の追加(一部変更を含む)が計画されていること。
- (3) 導入作物の品種又は作型の変更が計画されていること。
- (4) 導入面積の拡大、収量の増加又は農業所得の向上等が計画されていること。
- 3 第1項の要件を満たさない場合、未達成の原因を分析し、以後達成可能な計画を再提出すれば、再認定申請を行うことができる。
- 4 再認定申請は、従前の導入計画の目標年の作期間中から行うことができるものとし、遅くとも目標年度末までに行うものとする。ただし、導入作物の追加が計画されている場合はこの限りでない。
- 5 再認定申請に係る導入計画が認められたときの認定番号は、従前の認定番号と同一とする。

(認定解除及び認定辞退の承認)

- 第8 知事は、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないなど認定農業者としてふさわしくないと認められるときは、その認定を解除することができる。
- 2 知事は、認定農業者が自己の都合により導入計画を遂行できなくなったときは、認定辞退申出書(別記第4号様式)の受理をもって解除するものとする。
- 3 知事は、導入計画の認定を解除したときは、別記第5号様式により所管の振興局農林水産振興部長を経由して当該認定農業者に通知するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

(実施状況報告)

第 9 知事は、認定農業者に対し、導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

(認定書の再交付)

第 10 認定農業者は、交付された導入計画認定書を紛失又はき損等したときは、再交付申請書（別記第 7 号様式）を提出することにより、知事に再交付の申請ができるものとする。

(シンボルマークの使用)

第 11 認定農業者は、別に定める使用基準により別記第 8 号様式による和歌山県認定農業者シンボルマーク（以下「和歌山県シンボルマーク」という。）を使用することができるものとする。

2 知事は、認定農業者が和歌山県シンボルマークを不正に使用したときは、その使用を中止させることができる。

3 知事は、前項の規定により使用を中止させるときは、別記第 9 号様式により所管の振興局農林水産振興部長を経由して当該認定農業者に通知するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

(その他)

第 12 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 11 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第3、第6、第7関係）

持続性の高い農業生産方式導入計画（変更・再）認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり導入計画の（変更・再）認定を申請します。

住 所	
ふりがな	
氏 名	
電話番号	
認定の区分	新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再認定 <input type="checkbox"/>
	認定番号： 認定年月日： 年 月 日 変更・再認定内容：
農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

- ※ 法人の場合は、名称及び代表者名を記載すること。
- ※ 変更認定又は再認定の場合は、認定番号、認定年月日、変更又は再認定内容を必ず記載すること。
- ※ 変更認定の内容は、導入作物又は導入技術の削除、認定農業者の氏名、住所の変更等を記載すること。
- ※ 再認定の内容は、変更する導入する生産方式の技術又はその内容等を記載すること。
- ※ 変更認定（認定農業者の氏名、住所の変更を除く）の場合は、従前の導入計画を見え消して作成したもの、再認定の場合は、新たな導入計画と実施状況報告書（別記第6号様式）を添付すること。

別記第2号様式（第3関係）

持続性の高い農業生産方式導入計画（変更・再認定）に対する意見書

申請者	住所		
	氏名		
項目		適否	理由
導入計画の目標に対する意見		_____	_____
導入作物・作付け面積		適・否	
生産方式の内容		_____	_____
有機質資材施用技術		適・否	
化学肥料低減技術		適・否	
化学農薬低減技術		適・否	
目標達成に必要な措置に関する意見		_____	_____
たい肥等利用計画		適・否	
機械・施設整備計画		適・否	
資金調達計画		適・否	
その他参考事項			
総合判定		適 ・ 否	

上記について、和歌山県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領第3第3項の規定に基づき、提出します。

年 月 日

振興局農林水産振興部長 印

認定番号_____

持続性の高い農業生産方式導入計画（変更）認定書

住 所

氏 名

年 月 日付けで認定申請のあった導入計画を、
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成
11年法律第110号）第4条第3項の規定及び和歌山県持
続性の高い農業生産方式導入計画認定要領第5第1項の規
定に基づき、（変更）認定します。

作物名

目標年度

年 月 日

和歌山県知事

印

別記第4号様式（第8関係）

持続性の高い農業生産方式導入計画の認定辞退申出書

年 月 日

和歌山県知事 様

和歌山県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領第8の規定に基づき、下記のとおり認定を辞退したいので、申し出ます。

辞 退 申 出 者	
認 定 農 業 者 住 所	
ふりがな	
認 定 農 業 者 氏 名	
電 話 番 号	
認 定 番 号	
認 定 年 月 日	
辞 退 理 由	

※ 法人の場合は、名称及び代表者名を記載すること。

別記第5号様式（第8関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 へ

和歌山県知事 印

持続性の高い農業生産方式導入計画の認定解除

年 月 日付け和歌山県認定農業者第〇〇〇〇号で認定した導入計画については、持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年法律第110号）第5条第2項の規定及び和歌山県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領第8第1項の規定に基づき、認定を解除します。

認定解除理由

別記第 6 号様式（第 7、第 9 関係）

持続性の高い農業生産方式導入計画の実施状況報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏 名

年 月 日付けで認定されました持続性の高い農業生産方式導入計画の実施状況を別紙のとおり報告します。

（注）別紙報告書は、別記第 10 号様式により作成すること。

別記第7号様式（第10関係）

持続性の高い農業生産方式導入計画認定書再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

和歌山県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領第10の規定に基づき、下記のとおり認定書の再交付を申請します。

認定農業者住所	
ふりがな	
認定農業者氏名	
電話番号	
認定番号	
認定年月日	
再交付理由	紛失 <input type="checkbox"/> き損 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> ()

※ 法人の場合は、名称及び代表者名を記載すること。

別記第8号様式（第11関係）

認定農業者シンボルマーク

1. カラー版



部 位	色の構成比 (%)			
	C	M	Y	K
外 円	100			
帽 子			100	
口	1.96	90.59	91.37	
ハ ー ト	70			
双 葉	25		100	
土		35	70	
髪と輪郭				100

2. 単色版



部 位	色の構成比 (%)
	C
ハート	50
その他	100

(注) 色の記号説明

- C : シアン
- M : マゼンダ
- Y : イエロー
- K : 黒

別記第9号様式（第11第3項関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 あて

和歌山県知事 印

和歌山県認定農業者シンボルマーク等の使用中止

和歌山県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領第11第1項による和歌山県認定農業者シンボルマーク等の使用については、同要領第11第2項の規定に基づき、使用中止を命ずる。

使用中止の理由

別記第10号様式（第7、第9関係）

持続性の高い農業生産方式の導入に関する実施状況

（認定： 年度、目標： 年度）

年 月 日

氏 名

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する状況

（1）農業経営の概況

	水 田	普 通 畑	樹 園 地	そ の 他	合 計
経 営 面 積	a	a	a	a	a
労 働 力	農業従事者 男 人（うち専従 人） 女 人（うち専従 人）				

注1 提出時における状況を記入する。

2 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

（2）作物別生産方式導入状況

		1年目	2年目	3年目	4年目	目標年度 (年度)
生 産 方 式 導 入 作 物		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
小 計		a	a	a	a	a
そ の 他 作 物		a	a	a	a	a
合 計		a	a	a	a	a

注1 目標年は、原則として5年後。

2 「生産方式導入作物」の上段には、導入した農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。

3 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

(3) 生産方式の内容

作物名	収 量	目標策定時の生産方式と導入した生産方式の内容	資材の使用の量・回数
	目標策定時	有機質資材施用技術	t / 10a kgN / 10a
	kg/10a	化学肥料低減技術	t / 10a kgN / 10a
	現状		(kgN / 10a)
	kg/10a	化学農薬低減技術	(回 回)
	目標策定時	有機質資材施用技術	t / 10a kgN / 10a
	kg/10a	化学肥料低減技術	t / 10a kgN / 10a
	現状		(kgN / 10a)
	kg/10a	化学農薬低減技術	(回 回)
	目標策定時	有機質資材施用技術	t / 10a kgN / 10a
	kg/10a	化学肥料低減技術	t / 10a kgN / 10a
	現状		(kgN / 10a)
	kg/10a	化学農薬低減技術	(回 回)

- 注 1 「収量」については、「目標策定時」の欄に計画時の過去5年間における収量の平均を記入し、「現状」の欄に直近の収量を記入すること。
- 2 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第2条第1号、第2号及び第3号に規定する技術をいう。
- 3 「有機質資材施用技術」には、たい肥等の有機質資材の施用時期、施用方法、C/N比等を記入すること。また、土壌診断の実施時期についても併せて記入すること。
- 4 「化学肥料低減技術」には、導入した技術の具体的な内容、施用する肥料等を記入すること。
- 5 「化学農薬低減技術」には、導入した技術の具体的な内容、実施時期・実施方法等を記入すること。
- 6 「資材の使用の量・回数」には、以下について記入すること。なお、括弧内には計画時の生産方式における使用の量及び回数を記入すること。
- ① 有機質資材施用技術においては、1作当たりの施用量及び窒素投入量
 - ② 化学肥料低減技術においては、1作当たりの化学肥料由来の窒素の総投入量
 - ③ 化学農薬低減技術においては、1作当たりの農薬の使用回数の合計

(4) 農業所得

	目標策定時	現 状
生産方式導入作物	千円	千円
その他作物	千円	千円
合 計	千円	千円

注 「農業所得」は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 1を達成するために実施した施設の設置，機械の購入その他の措置に関する事項

(1) たい肥等の利用状況

	たい肥等有機質資材の種類	自 給	購 入	備 考
目標策定時		t	t	
現状		t	t	

注1 「たい肥等有機質資材の種類」には、有機質資材の一般的な名称（例：牛ふんおがくずたい肥）を記入すること。

2 「備考」には、有機質資材の入手先、主な原料等を記入すること。

(2) 機械・施設の整備

目標策定時		現 状		
種類・能力	台 数	種類・能力	台 数	実 施 時 期

注 「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称（例：トラクター）及びその能力の程度（馬力、植付け条数等）を記入すること

(3) 資金調達状況

資金使 途	資金種類	金 額	償 還 条 件 等	実 施 時 期	備 考
		千円			
合 計		千円			

注1 「資金使途」には、整備する機械又は施設の一般的な名称を記入すること。

2 「資金種類」には、自己資金、制度資金（資金名を併記）その他の区分を記入すること。

3 「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、括弧書で外数として記入すること。

4 「償還条件」には、償還期間（据置期間を含む。）及び据置期間を記入すること。

5 「実施時期」には、機械又は施設を導入した年月を記入すること。

3 その他

--

注 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合は、当該措置の具体的内容、実施方法等を記入すること。